

別表（第2条関係）

蓄電池の仕様区分	仕様の詳細
1 蓄電池パッケージ	<p>(1) 蓄電池部（初期実効容量 1.0kWh以上に限る。）、パワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を1つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>(2) 初期実効容量は、一般社団法人日本電機工業会が定めるJEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い値を適用する。</p>
2 性能表示基準	<p>蓄電容量、初期実効容量、定格出力及び出力可能時間について、所定の表示がなされていること。この場合において、所定の表示とは、次のものをいう。</p> <p>(1) 蓄電容量として単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>(2) 初期実効容量として次の事項</p> <p>ア 製造業者が指定する工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。</p> <p>イ 使用者が独自に指定できない領域は、含まない。この場合において、算出方法については、一般社団法人日本電機工業会が定める日本電機工業会規格における、JEM1511低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法によること。</p> <p>(3) 定格出力として次の事項</p> <p>ア 認証書に基づく系統側の定格出力を指定し、登録対象機器の添付書類に明記されていること。この場合において、定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。</p> <p>イ 定格出力の単位はW、kW又はMWのいずれかとする。</p> <p>(4) 出力可能時間として次の事項</p> <p>ア 複数の運転モードを持ち、各モードでの最大の連続出力（単</p>

	<p>位をWとする。)に出力可能時間(単位をhとする。)の積で規定される容量(単位をWhとする。)が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも1つ例示されていること。</p> <p>イ 出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。この場合において、このときの出力の値は製造事業者指定の値で良いものとする。</p>
3 保証期間	<p>(1) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が、10年以上の蓄電システムであること。</p> <p>(2) 蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者の保証期間も含む。</p> <p>(3) 当該機器製造事業者以外の保証(販売店保証等を含む。)は含まない。</p> <p>(4) メーカー保証期間内の補償費用は、無償であること。</p>